

新潟県中越地震における被災者の生活再建に対する主な支援策  
 (住宅、家財への被害を支援の要件とするもの)

	全壊	大規模半壊	半壊
応急修理制度(国) 〔3,152百万円〕	-	支給限度額：60万円	支給限度額：60万円
応急修理制度(県) 〔4,482百万円〕	-	支給限度額：100万円	支給限度額：50万円
災害復興住宅融資(住宅金融公庫)〔347件〕	融資限度額：1,460万円	融資限度額：640万円	融資限度額：640万円
生活福祉資金貸付(国) 〔44百万円〕	貸付限度額：250万円	貸付限度額：250万円	貸付限度額：250万円
被災者住宅復興資金利子補給(復興基金) 〔105百万円〕	補給率：1.9%、1.0%	補給率：1.9%、1.0%	補給率：1.9%、1.0%
災害被災者住宅再建資金貸付金(県)〔14,913百万円〕	貸付限度額：800万円	貸付限度額：800万円	貸付限度額：800万円
公営住宅の提供 〔641戸〕			
公営住宅入居支援(復興基金) 〔0.2百万円〕	最低家賃との差額等	最低家賃との差額等	最低家賃との差額等
民間賃貸住宅入居支援(復興基金) 〔4百万円〕	補助額：3万円/月以下	補助額：3万円/月以下	補助額：3万円/月以下
親族等住宅同居支援(復興基金) 〔15百万円〕	補助額：2万円/月	補助額：2万円/月	補助額：2万円/月
被災者生活再建支援金制度(国) 〔5,660百万円〕	支給限度額：300万円	支給限度額：100万円	-
被災者生活再建支援金制度(県) 〔10,197百万円〕	支給限度額：100万円	支給限度額：100万円	支給限度額：50万円
国税・地方税の減免			
義援金 〔37,080百万円〕	(200万+180万+44万)円 (旧山古志村の場合)	(100万+90万+22万)円 (旧山古志村の場合)	(25万+22.5万+5.5万)円 (旧山古志村の場合)
地震保険 〔14,686百万円〕			
建物更生共済 〔76,615百万円〕			
自然災害補償付火災共済等 〔4,635百万円〕			

< 参考：新潟県中越地震被害の概要 >  
 発生日：平成16年10月23日 最大震度：7  
 死者：67人 負傷者：4,805人  
 住家被害：120,746棟(うち全壊3,175棟、半壊13,794棟)

< 公助関係 >

応急修理制度（国制度：災害救助法）  
対象世帯：大規模半壊世帯、半壊世帯  
1世帯あたり支給限度額：60万円（現物給付）  
支給世帯数：5,814件      支給総額：3,152百万円

応急修理制度（新潟県制度）  
対象世帯：大規模半壊世帯、半壊世帯  
1世帯あたり支給限度額：100万円（大規模半壊）、50万円（半壊）（いずれも現物給付）  
支給世帯数：8,593件      支給総額：4,482百万円  
国制度との合算可能

災害復興住宅融資（住宅金融公庫）  
融資限度額：1,460万円（建設、購入：5割以上の被災）、640万円（補修：10万円以上の被災）  
金利：1.7%（平成16年12月末現在）

生活福祉資金貸付（国制度：生活福祉資金制度要綱）  
対象世帯：被災世帯（低所得者等に限り）  
貸付限度額：250万円

被災者住宅復興資金利子補給（新潟県制度：復興基金事業）  
補助対象経費：借入金によって住宅の建設、購入又は補修を行った世帯の借入利子（補給率の限度）  
：1.9%（年収800万円以下）、1.0%（年収800万円超）  
補助対象融資限度額：1,100万円（建設、購入）、590万円（補修）（5年間）

災害被災者住宅再建資金貸付金（新潟県制度）  
災害復興住宅資金貸付金利子補給制度の限度額を超える貸付部分について行う低利融資  
貸付限度額：800万円（建設、購入）、400万円（補修）  
貸付利率：住宅金融公庫災害復興住宅融資の金利 - 1%

被災宅地復旧工事（新潟県制度：復興基金事業）  
補助対象者：住宅金融公庫等の融資を受けることが困難な者で、宅地に甚大な被害を受け、長期避難生活を余儀なくされている者  
補助対象経費：法面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置、等  
補助率：1/2（復旧工事費400万円まで）、2/3（復旧工事費400万円超）

公営住宅の提供（国制度：公営住宅法他）

公営住宅入居支援（新潟県制度：復興基金事業）  
対象者：被災して公営住宅に入居する高齢者（65歳以上）又は障害者（市町村への間接補助）  
補助対象経費：最低家賃との差額（収入6万円/月以下）、家賃の1/3（収入6万円/月超）（5年間）

民間賃貸住宅入居支援（新潟県制度：復興基金事業）  
対象者：被災して民間賃貸住宅に入居する高齢者（65歳以上）又は障害者  
補助限度額：3万円/月（5年間）

親族等住宅同居支援（新潟県制度：復興基金事業）  
対象者：自宅再建を断念して親族宅等に同居する高齢者（65歳以上）又は障害者  
補助額：2万円/月（5年間）

被災者生活再建支援金（国制度：被災者生活再建支援法）  
対象世帯：全壊世帯、大規模半壊世帯  
1世帯あたり支給限度額：300万円（全壊）、100万円（大規模半壊）  
支給世帯数：4,375世帯      支給総額：5,660百万円（平成18年12月末現在）

新潟県中越地震被災者生活再建支援金（新潟県制度）  
対象世帯：全壊世帯、大規模半壊世帯、半壊世帯  
1世帯あたり支給限度額：100万円（全壊、大規模半壊）、50万円（半壊）  
支給件数：19,640件      支給総額：10,197百万円（平成19年1月末現在）  
国制度との合算可能

国税・地方税の特別措置  
国税（所得税）の雑損控除・減免、地方税（住民税、固定資産税、不動産取得税等）の減免

< 自助、共助関係 >

義援金の配分（新潟県集約分のみ（市町村受入分は別途））

受入総額：37,080百万円（平成19年1月末現在）

【第1回配分：16,874百万円】（最終見込み）

対象世帯：全壊世帯、大規模半壊世帯、半壊世帯、一部損壊世帯

1世帯あたり支給額：200万円（全壊）100万円（大規模半壊）25万円（半壊）  
5万円（一部損壊）

【第2回配分：15,118百万円】（最終見込み）

市町村に配分して、各市町村が配分計画を決定（必ずしも住家被害を対象としない）

（例：旧山古志村等では、全壊180万円、大規模半壊90万円等を配分）

【第3回配分：4,007百万円】

県基準（平成18年10月31日現在の応急仮設住宅入居1世帯あたり5万円）の他、市町村に配分して、各市町村が配分計画を決定（必ずしも住家被害を対象としない）

（例：旧山古志村等では、全壊44万円、大規模半壊22万円等を配分）

【未配分額：約10億円】

地震保険

最大支払額：火災保険金額の30%～50%の範囲内（但し、建物5,000万円、家財1,000万円が限度）

支払件数：12,514件 総支払額：14,686百万円（平成18年9月末現在）

建物更生共済（JA共済連）

最大支払額：満期共済金額の5倍（火災、水災等の半額）

支払件数：86,353件 総支払額：76,615百万円（平成18年3月末現在）

自然災害保障付火災共済（全労済）

最大支払額：風水害等3,300万円＋臨時費用（地震は1,200万円＋見舞金）

支払件数：30,639件 総支払額：4,635百万円（平成17年5月末現在）

支払件数、総支払額ともに自然災害共済の他に、風水害給付金付火災共済の地震災害見舞金、及び総合（慶弔）共済の住宅災害見舞金を含んだ新潟県中越地震関連全体の数字。